

指定済み優先評価化学物質の PRTR 排出量による暴露クラスの見直し

1 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し方法

化審法の優先度マトリックスの優先度が「中」又は「低」に区分された物質のうち、『物質範囲が、PRTR の政令物質と化審法の届出対象とで同じもの』（単一物質がほとんど）について、PRTR の届出排出量を用いて暴露クラスを付与し、化審法届出情報に基づく暴露クラスと比較をし、PRTR 排出量による暴露クラスの方が、より排出量の多い暴露クラスとなる物質を抽出した。

暴露クラスとして使用したデータは以下のとおり。

○化審法届出暴露クラス

- ・平成 25 年度（最新）の優先評価化学物質の届出における製造・出荷量情報に基づく推計排出量から設定した暴露クラス

○PRTR 届出暴露クラス

- ・平成 25 年度（最新）の PRTR の届出排出量（人健康では大気＋水域、生態影響では水域排出量）から設定した暴露クラス

2 優先評価化学物質（片側優先）の暴露クラスの見直し結果

PRTR 排出量による暴露クラスの見直しのうち、下表に生態影響用暴露クラスにおける見直し結果を示す。

表 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し（優先評価化学物質（片側優先）の生態影響用暴露クラス）

| 物質名称 | 〈集計単位〉 ^{※1} | | | | 生分解性 | 有害性クラス | 化審法届出 | | PRTR 届出 | | |
|-----------|--------------------------|--------|-----------|--------|------|--------|-------|-------|---------|-------|-----------|
| | 優先評価化学物質番号 ^{※2} | CAS No | 旧指定・二監 No | 旧三監 No | | | 優先度 | 暴露クラス | 優先度 | 暴露クラス | 排出量 [t/y] |
| ε-カプロラクタム | 82 | — | — | — | 良 | 4 | 低 | 4 | 低 | 3 | 136 |
| チオ尿素 | 40 | — | — | — | 難 | 3 | 低 | 5 | 中 | 3 | 143 |
| アセトアルデヒド | 26 | — | — | — | 良 | 3 | 低 | 5 | 中 | 4 | 50 |

※1 「優先評価化学物質番号」「CAS 番号」「旧指定・二監 No」「三監 No」の欄は、暴露クラス集計の単位となっているもののみ記載している。

※2 人健康の観点で優先指定済みだが、生態の観点では優先相当となっていない（片側優先）。